

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成29年2月23日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もみのき第3地区建築協定

(2) 申請者の氏名

村山 俊明

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目36番地の1から36番地の15

(4) 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

(5) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年2月23日（木）から同年3月15日（水）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成29年3月17日（金）午後3時から午後4時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局2階南会議室（北庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 高木 勝英

（都市計画局建築指導部建築指導課）